

【清掃部門の取り組み】

1. 廃棄物行政の確立にむけた取り組み

(1) 循環型社会の実現にむけた施設、機材等の整備について

持続可能な開発目標（SDGs）の認知が広がり、社会の持続可能性が重視されつつある中、循環型社会の実現にむけた取り組みの促進が求められていることから、さらなる廃棄物の減量化とリサイクルの推進が重要であり、これらに対応すべく施設の改修やリサイクルルートの整備等が必要になっています。

そのような中、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が2016年に見直しがされて以降、2023年に見直しされ、あわせて「廃棄物処理施設整備計画」についても見直しがされます。循環型社会の構築にむけ、これまでの「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」に加え「サーキュラーエコノミー（循環型経済）」の視点が加えられ、「2050年カーボンニュートラル」にむけた動きが加速することが予測されます。また、「廃棄物処理施設整備計画」では、施設整備の広域化・集約化の文言が盛り込まれ、今後の動向を注視していく必要があります。

一方、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022年4月から導入され、自治体では更なるリサイクル促進にむけた取り組みが求められていますが、分別を行うためのルート整備や財源不足など、自治体における取り組みの推進にむけた環境整備については大きな課題が残っています。

環境廃棄物行政を取り巻く状況の変化が加速する中、それらに遅滞することなく的確かつ効果的な対応が必要であることから、以下の事項を要求します。

<対省庁交渉事項>

- ① 焼却工場における長寿命化などの補強工事、高効率発電にむけた施設整備促進のため、「循環型社会形成推進交付金」について、環境省が推し進める交付基準見直しを改め、地域実情に見合った交付基準の緩和と増額をはかること。
- ② 災害廃棄物の受け入れも可能な焼却工場などの中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置するための予算を確保すること。
- ③ 廃プラの排出抑制を一層推し進めるために、法改正も含めた抜本的な施策を行うとともに、拡大生産者責任による生産者や排出する事業者の責任をより明確化し応分の負担拠出を求める。
- ④ 容器包装プラスチック以外の製品プラスチックの資源回収についても「プラスチック資源循環促進法」の主旨を踏まえ、人的・財政的支援を含めたあらゆる対策を講じるなど自治体の負担軽減に努めること。

<対自治体交渉事項>

- ① 焼却工場における長寿命化などの補強工事、高効率発電にむけた施設整備促進の

ため、「循環型社会形成推進交付金」について、環境省が推し進める交付基準見直しを改め、地域実情に見合った交付基準の緩和と増額をはかること。

(2) 容器包装リサイクル法関連について

容器包装リサイクル制度は、2000年の完全施行から23年が経過し、各主体の取り組みによって、一般廃棄物の総排出量や最終処分量の減量化、一般廃棄物のリサイクル率の向上、社会全体のコストの低減に一定の成果を挙げてきました。しかしながら、分別収集・選別保管を実施する自治体の負担が事業者より大きい状況であり、また、自治体と事業者の二重選別となっている事例も見受けられるなど、制度としても問題がある部分があります。そのようなことから分別収集・選別保管をやめる自治体も一部で出てきている現状にあります。全体のコスト低減をめざした効率化をはかる必要があることから、以下の事項を要求します。

<対省庁交渉事項>

- ① 市町村への資金拠出制度の見直しや新たな制度の確立など、自治体財政負担の軽減をはかること。
- ② 容器包装プラスチック回収をすべての自治体で実施できるようにすること。
- ③ 分別収集が進んでいない容器包装の対策を講ずること。
- ④ 分別品目の統一や、わかりやすい表示の工夫など、効率的な回収が進むよう見直しをすること。

<対自治体交渉事項>

- ① 対象品目の拡大により施設・機材が不足していることをふまえ、あらたな中間処理施設（選別・保管）や必要機材を整備すること。
- ② 広域的な選別保管施設建設の場合は、当該市町村が51%以上の出資を行い、自治体責任を明確にすること。
- ③ 容器包装リサイクル法の分別収集未実施品を実施すること。

(3) 家電リサイクル法関連について

廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用をはかり、循環型社会を実現していくため、「家電リサイクル法」が2001年4月から施行されました。自治労は重点課題である「料金前払い制」を求めてきましたが、審議会では2022年に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を示し、「料金前払い制」については、今後とも検討していくとなっています。「料金前払い制」を実現するため、以下の事項を要求します。

<対省庁交渉事項>

- ① 不法投棄防止対策として「料金前払い制」について検討するとともに、拡大生産者責任を徹底すること。

- ② 義務外品については、自治体と小売店が連携し住民に分かりやすい回収体制の構築や、拡大生産者責任の徹底をはかること。
- ③ 違法回収業者による住民トラブル等を防ぐため、住民への周知・啓発を行うとともに、自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等、対策を講じること。

(4) 小型家電リサイクル法関連について

廃棄物の適正な処理および資源の有効利用促進のため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が2013年度から施行され、各自治体においてさまざまな方法で回収が行われています。また、排出者への協力を呼び掛ける取り組みとして、住民から回収した携帯電話やカメラなどを材料に、東京2020五輪ではメダルに活用する取り組みが行われ、リサイクル資源が市民に身近なイベントや伝統維持に役立てられ、回収に協力した住民にとってどういう形で再利用されるのかをしっかりと発信することによって、環境に対する市民の理解や関心を深めることにつながっています。

各自治体で実施されている事例を検証し、脱炭素型の金属リサイクルシステムを構築するため、実効性のある制度として確立が求められていることから、以下の事項を要求します。

<対省庁交渉事項>

- ① 特定対象品目について、自治体が責任を持って回収できる体制を構築すること。
- ② 回収量拡大にむけ、自治体の財政負担を軽減すること。
- ③ 抜き取り等、違法回収事業者への対策を講ずること。
- ④ 有害物の発生を抑制するなど、「安全・安心」な処理体制を確立すること。

<対自治体交渉事項>

- ① 回収量拡大にむけ、保管施設等の整備をはかること。
- ② 他の自治体での先行事例などを参考に、地域住民が協力できるよう、特定対象品目の周知・徹底と啓発活動を行うこと。

(5) リチウムイオン電池について

リチウムイオン電池を含む市販製品は、その利便性から年々増加傾向となり、今後も需要が見込まれています。そのため、普及に伴い発火による火災事故が増え、廃棄物運搬時の火災についても報告がされています。また、回収ルートが自治体により様々であり、商品購入時に引き換えでの対応しかできない自治体も存在します。拡大生産者責任においてリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導のため、以下の事項を要求します。

<対省庁交渉事項>

- ① 自治体が住民啓発や処理ルートの構築のための予算措置を求める。

- ② リチウムイオン電池を含む市販製品については、消費者が電池を取り外せる製品の生産への義務化を行うとともに、取り外せない製品については生産者責任で回収する体制の構築を国の責任において行うこと。

＜対自治体交渉事項＞

- ① 廃棄物運搬時の火災の防止やリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導のための体制を整備すること。

(6) 「水銀に関する水俣条約」について

2016年に日本が受諾した「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」）をより実効性のあるものにするため、同年環境省は、「家庭から排出される水銀廃製品の分別回収ガイドライン」を示し、市区町村の努力義務としました。自治体において、家庭内や事業者から出される水銀を含んだ製品適正処理され、住民の安全な生活環境を維持させるため、以下の事項を要求します。

＜対自治体交渉事項＞

- ① 水銀廃製品が他の廃棄物等と混合しないよう、別途回収し、運搬中に飛散、流出しないよう措置を講ずること
- ② 排出方法について、住民に周知徹底をはかること

＜対省庁交渉事項＞

- ① 水銀含有廃棄物などの有害廃棄物について、回収システムを整備すること。
- ② 他の廃棄物に水銀含有廃棄物が混入していることを前提とした、水銀などの排ガス基準に適応した施設整備に関わる予算措置を求める。

(7) 食品リサイクル法関連について

食品ロスが引き起こす影響は、環境問題をはじめ、ごみ処理経費の増加などがあります。また廃棄量については減少傾向であるものの、2020年度では全国で約522万トンが廃棄されています。持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みが求められることから、食品ロスの削減に向け、「食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）」や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」を踏まえた施策を確実に履行していくことが重要です。今後の取り組みの強にむけ、以下の事項を要求します。

＜対自治体交渉事項＞

- ① バイオマス中心でのリサイクルにより多量の残渣が排出され、既存の焼却工場の活用が必要となることから、実証プラントの建設段階から自治体が関与すること。
- ② 「循環型社会形成推進交付金」を利用しメタン施設等再生利用施設の整備を進めること。
- ③ 「食品ロス問題」を住民に周知させるため、食べ残さないように、自治体の各種

会議での啓発活動の推進と小中学校の環境学習の場でも積極的に「食品ロス」問題を取り上げること。

- ④ 自治体として地域でのフードバンクの取り組みなどに参画し、子供の貧困対策から食品ロスへの取り組みを行うこと。

(8) 医療系廃棄物処理関連について

超高齢化社会における在宅医療系廃棄物増加にともない、処理費高額による不適正処理が問題視されています。排出者も収集・処理する側も安全・適正な処理をしていくために、以下の事項を要求します。

<対自治体交渉事項>

- ① 在宅医療廃棄物については、品目ごとに区分（一般廃棄物・一般特別管理廃棄物・産業特別管理廃棄物）整理するとともに、その区分にあった排出方法および処理体制を構築すること。
- ② 医師会などを通じて、在宅医療器具使用者に適正な排出方法を周知・徹底するとともに、排出方法パンフレット作成など具体策を講ずること。
- ③ 一般廃棄物区分の場合は、ハザードマーク等を付けた専属容器で安全性を確保し、戸別収集などで対応させること。

(9) 放射性廃棄物処理関連について

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射能汚染廃棄物処理など、放射性廃棄物処理解決にむけた施策の展開が求められていることから、以下の事項を要求します。

<対省庁交渉事項>

- ① 放射性物質の汚染濃度と中間処理過程における管理・保管状況を公表すること。
- ② 住民の理解を十分に得て、中間貯蔵施設および最終処分場の確保に努めること。
- ③ 現場作業の安全確保の観点から、廃棄物処理に関する安全基準を明確にすること。

(10) ごみの有料化課題について

廃棄物減量化にむけて取り組みを進める中、ごみの有料化を決断する自治体があります。しかし、有料化以前に徹底した減量化・資源化施策を具体化することが重要であり、有料化を行わず減量化に成功している自治体もあります。その取り組みを追及しないうへの有料化は地域住民への負担を強いるだけであるため、ごみの有料化については基本的には反対とし、以下の事項を要求します。

<対自治体交渉事項>

- ① 安易な有料化導入には反対をしていくことを基本姿勢とし、分別品目拡大など減量化・資源化の施策の具体化をはかること。

- ② 有料化にあたっては、以下の事項を重視します。
- ア 住民の合意が前提。（項目繰り上げ）
 - イ 計画段階からの労使の事前協議。
 - ウ 有料化で得た資金（歳入）の公開と資金用途については、環境・廃棄物分野に寄与することを求める。（項目繰り上げ）
 - エ 資源ごみを対象としない。
 - オ 料金設定については、減免措置など低所得者に配慮した料金設定。
 - カ 指定袋制の場合は袋の素材に留意するなど、作業計画等について現場作業従事者の意見を求める。

2. 新たな職域拡大・「職の確立」と職場活性化の取り組み

一般ごみ収集・処理業務については、超高齢化社会が進む中において、様々な住民ニーズが求められる可能性があります。今後、地域実情に応じた環境・廃棄物行政を提供していくためには、住民ニーズを的確に反映した業務を実践していくことが重要です。そのためには職場活性化の取り組みと、現状の業務に付加価値を付け、新たな職域を拡大していく必要があります。さらに、「職の確立」により現場職員の必要性を明確に示し、地域の環境保全と廃棄物行政発展のために必要な人員確保を求めます。そのために、以下の取り組みを進めます。

- ① 排出困難な世帯における「ふれあい戸別収集（仮称）」および「粗大ごみの室内からの持ち出し戸別収集」事業。
- ② 集積場所の細分化と狭路（軽四輪ダンプ車）収集。
- ③ 定時時間帯収集の実施。
- ④ 不法投棄巡視・パトロール事業。
- ⑤ 住民および事業者への啓発指導業務。
- ⑥ 町内会・学校教育への対応。定期的な住民説明・懇談会、施設見学等。
- ⑦ 食品ロスの観点からのごみ減量、フードバンクの取り組みに参画することによる子供の貧困対策への対応。
- ⑧ 地域防災・防犯対策事業。（ふれあい安心パトロール・ひまわり110番など）
- ⑨ 救急救命対策事業。（応急手当普及員としての任命）
- ⑩ 地域ボランティア・町内会活動への参加。
- ⑪ 生活困窮者対策など職域を越えた事業への関わりによる縦割り行政の払拭。
- ⑫ 外国人生活者にごみ出しルールの啓発業務

3. 災害時等への対応

全国各地において、地震や豪雨災害など様々な自然災害が頻発している中、災害発災時の初動対応をはじめ、復旧・復興には現場を熟知した清掃労働者の存在は欠かせませ

ん。さらに、この間の感染症が拡大時においては、社会生活に必要不可欠な労働者である清掃労働者の業務について再評価されつつあります。非常時や緊急時において、地域住民の生命と財産はもとより、安全・安心な暮らしを守るため、以下の取り組みを進めます。

- ① 災害時に必要な実働体制を保持するための人員と機材を確保する取り組み。
- ② すべての自治体における平時からの地域防災計画の策定の取り組み。
- ③ 自治体が策定する地域防災計画に現場からの意見を反映させるとともに、清掃職員の役割と位置づけを明確化させる取り組み。
- ④ 職場での災害対応マニュアルや防災体制策定の取り組み。
- ⑤ 災害発生時における災害ごみや避難所等から発出される廃棄物収集・処理へ迅速に対応するため、平常時より地域・住民との連携体制を構築する取り組み
- ⑥ 周辺自治体への行政支援を行えるよう、防災協定締結など日常からの連携強化をはかる取り組み。
- ⑦ 高齢者、障害者に対して行っている「ふれあい収集」を、災害時対応マニュアルのなかに活用する取り組み。
- ⑧ 新型コロナウイルスなど、未知の感染症拡大に対する平時からの労働者の感染防止対策の徹底、事業継続計画の策定や排出者への排出ルールの周知の取り組み。

4. 環境・廃棄物関連労働者との連携

環境・廃棄物行政の発展と質の高い公共サービスを実現するためには、そこで働くすべての労働者の処遇改善が必要です。会計年度任用職員等については同じ自治体の廃棄物業務に携わる仲間という認識のもと、現場課題への対応や処遇改善を行うとともに、組織化にむけて取り組みます。また、公共民間労働者については自治体の廃棄物業務を共に行う労働者という認識のもと、情報の共有を行い、処遇改善に取り組むとともに、組織化にむけ連携した取り組みを強化します。

5. 労働安全衛生体制の確立

労働安全衛生活動は、労使相互の義務と責任において実行されなければなりません。現場労働者が安心して働ける作業環境の確立にむけ、以下の取り組みを進めます。

- ① 環境省が定めている「清掃事業における安全衛生管理要綱」に基づき、労働安全衛生対策強化の取り組み。
- ② 安全衛生委員会について、労働安全衛生法では設置義務のない50人未満の事業所も含めたすべての職場での設置、月1回の開催への取り組み。
- ③ 一般財団法人安全衛生推進協会が示している「清掃職場のチェックリスト」を活用した職場巡視、点検活動の取り組み。
- ④ アスベストによる悪性胸膜中皮腫発症を未然に防ぐため、アスベストの使用実態を

調査させるとともに、適切な除去・飛散防止対策、従事職員の健康対策を講じさせる
取り組み。

- ⑤ メンタルヘルス・ケアおよびハラスメント対策強化の取り組み。
- ⑥ 災害時の作業における安全衛生を確保するための、職員に対する啓発の取り組み。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応の総括と、経験をふまえた新型感染症に対する
感染防止対策の策定。